

大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第52号

大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年大和市規則第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第18条の2」を「第18条の5」に改める。

第18条の2の見出し中「異動」の次に「の場合の職務の級」を加え、同条中「1の職から」を削り、「職に」を「職務に」に、「おいて、その異動させようとする職の属する職務の級が」を「おけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、」に、「であるときは、」を「にあつては」に、「であるときは級別資格基準表」を「にあつては級別資格基準表に定める資格基準」に改め、「、その者の資格に応じて、異動後の職務の級を」を削り、同条を第18条の4とし、第3章中同条の次に次の1条を加える。

（給料表の適用を異にする異動をした職員の号給）

第18条の5 第18条の3第1項及び第2項の規定は、前条に規定する異動をした職員の異動後の号給について準用する。

第18条の次に次の2条を加える。

（初任給基準を異にする異動の場合の職務の級）

第18条の2 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、第9条第1項第1号に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ市長の承認を得て、その他の職務の級にあつては級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

（初任給基準を異にする異動をした職員の号給）

第18条の3 前条に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 新たに職員となったとき（免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得したとき）から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職した

ものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用して再計算した場合にその異動の日に受けることとなる号給

(2) その初任給の決定について第14条又は第14条の2の規定の適用を受けた者 あらかじめ市長の承認を得て、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給

2 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の号給とすることができる。

3 第17条及び第18条の規定は、前条に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

第22条第2項中「受ける職員」の次に「及び当該昇給日の属する年度において当該昇給日までに60歳に達した職員」を加える。

18	17
18	18
19	19
20	20
21	20
22	21
23	22
23	23
24	23
25	24
25	25
26	26
27	26
27	27
28	27
29	28
29	28

30	29
31	30
31	30
32	31
32	31
33	32
34	33
34	34
35	34
36	35
36	35
37	36
37	36
38	37
38	37
39	38
39	38
40	39
40	39
40	40
41	40
41	40
41	41
41	41
42	41
42	41
42	41
42	41
42	42
42	42

別表第7、1 行政職給料表(1)昇格時号給対応表昇格後の号給、2級の欄中

を

4 3	4 2
4 3	4 2
4 3	4 2
4 3	4 2
4 4	4 3
4 4	4 3
4 4	4 3
4 4	4 3
4 4	4 4
4 5	4 4
4 5	4 4
4 5	4 4
4 5	4 4
4 5	4 4
4 5	4 5
4 6	4 5
4 6	4 5
4 6	4 5
4 6	4 5
4 6	4 6
4 7	4 6
4 7	4 6
4 7	4 6
4 7	4 6
4 7	4 7
4 7	4 7
4 8	4 7
4 8	4 7
4 8	4 7
4 8	4 8

48	48
49	48
49	48
49	48
49	48
50	49
50	49
50	50
50	50
50	50
51	50
51	50

46	45
47	46
48	46
49	47
49	47
50	48
50	48
51	49
51	49
52	50
52	50
53	51
54	51
55	52
56	52
57	53

に改め、同表 2 行政職給料表(2)昇格時号給対応表昇格後の号給、2級の欄中

を

50

49

に改め、同表 3 消防職給料表昇格時号給対応表昇格後の号給、3級の欄中

5 1	を	5 0	に
5 2		5 0	
5 3		5 1	

改め、同表昇格後の号給、6級の欄中

5 4	を	5 3
5 5		5 4
5 6		5 4
5 7		5 5
5 7		5 5
5 8		5 6
5 8		5 6
5 9		5 7

に改め、同表 4 医療職給料表(1)昇格

時号給対応表昇格後の号給、2級の欄中

2 6	を	2 5
2 6		2 6
2 7		2 6
2 7		2 6
2 8		2 7
2 8		2 7
2 9		2 7
2 9		2 8
2 9		2 8
3 0		2 8
3 0		2 9
3 0		2 9
3 1		2 9
3 1		3 0
3 1		3 0
3 2		3 0
3 2		3 1
3 2		3 1

に改め、同表昇格後の号給、3級の

33

31

42	41
42	42
43	42
43	42
44	43
44	43
45	43
45	44
45	44
46	44
46	45
46	45
47	45
47	46
47	46
48	46
48	47
48	47
49	47
49	48
49	48
49	48
50	49
50	49
50	49
50	50
51	50
51	50

欄中 を に改め、同表5 医療職給料表(2)昇格時号給対応表昇格後の号給、2級

5 1
5 1
5 2

5 1
5 1
5 1

2
3
4
5
6
7
8
9
1 0
1 1
1 2
1 3
1 4
1 5
1 6
1 7
1 8
1 9
2 0
2 1
2 2
2 3
2 4
2 5
2 6
2 7

1
1
1
1
2
3
4
5
6
7
8
9
1 0
1 1
1 2
1 3
1 4
1 5
1 6
1 7
1 8
1 9
2 0
2 1
2 2
2 3

の欄中

を

に改め、同表 6 医療職給料表(3)昇格時号給対応表昇格後の号給、2

2 8	2 4
2 9	2 5
3 0	2 6
3 1	2 7
3 2	2 8
3 3	2 9
3 4	3 0
3 5	3 1
3 6	3 2
3 7	3 3
3 8	3 4
3 9	3 5
4 0	3 6
4 1	3 7
4 2	3 8
4 3	3 9
4 4	4 0
4 5	4 1
4 5	4 2
4 6	4 3
4 6	4 4
4 7	4 5

6 2	6 1
6 3	6 2
6 4	6 2
6 5	6 3
6 5	6 3
6 5	6 4
6 6	6 4

8 2	8 1
8 3	8 2
8 4	8 2
8 5	8 3

級の欄中

改め、同表昇格後の号給、3級の欄中

を に改め、

6 6
6 6
6 7
6 7
6 7
6 8

6 5
6 5
6 6
6 6
6 7
6 7

8 5
8 6
8 6
8 7

8 3
8 4
8 4
8 5

2
3
4
5
6
7
8
9
1 0
1 1
1 2
1 3
1 4
1 5
1 6
1 7
1 8
1 9
2 0
2 1
2 2
2 3
2 4

1
1
1
1
2
3
4
5
6
7
8
9
1 0
1 1
1 2
1 3
1 4
1 5
1 6
1 7
1 8
1 9
2 0

6 2
6 2
6 3
6 3
6 4
6 4
6 5
6 5

6 1
6 2
6 2
6 2
6 2
6 3
6 3
6 3
6 4

同表昇格後の号給、4級の欄中

を

に改め、同欄中

を

に改

2 5	2 1	6 6	6 4
2 6	2 2	6 6	6 4
2 7	2 3	6 7	6 5
2 8	2 4	6 7	6 6
2 9	2 5	6 8	6 7
3 0	2 6		
3 1	2 7		
3 2	2 8		
3 3	2 9		
3 4	3 0		
3 5	3 1		
3 6	3 2		
3 7	3 3		
3 7	3 4		
3 8	3 5		
3 8	3 6		
3 9	3 7		
3 9	3 8		
4 0	3 9		

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。